

居宅介護従業者養成研修事業者等の指定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)
第1条第5号に掲げる重度訪問介護従業者養成研修及び第6号に掲げる同行援護従業者養成研修並びに第7号に掲げる行動援護従業者養成研修に相当するものと知事が認める研修を実施する者(以下「事業者」という。)の指定に関し、必要な事項を定めるものである。

(指定の要件)

第2条

1 事業者に関する要件

- (1) 法人であること。
- (2) 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有する者であること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支を明らかにする書類が整理されていること。
- (4) 知事から指定の取消しを受けた者でないこと
- (5) 研修カリキュラムが、別紙に定めるカリキュラムの内容以上のものであることし、指定を受けた年度に1回以上実施できること。
- (6) 講義、演習を担当する講師について、別紙に定める講師の基準を満たした適切な人材が、適当な人数確保されていること。
ただし、別紙の講師の基準に定めのない者であっても、その者の業績を審査することによって、当該科目を教授する能力を十分に有していると認められる場合は、当該者を講師とすることができるものとする。
- (7) 研修を実施するために必要な研修場所及び必要な備品、教材等が確保されていること。
- (8) 研修において実習を行う場合には、実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができるとともに、適当な実習指導者の指導が行われること。

2 事業内容に関する要件

(1) 研修の課程は、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、行動援護従業者養成研修課程、同行援護従業者養成研修一般課程及び同行援護従業者養成研修応用課程とする。

(2) 各課程の目的及び内容は、次のとおりであること。

ア 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的とする。

イ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として、基礎過程を修了した者を対象に行う(ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行う場合にはこの限りではない。)。

ウ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、基礎課程、追加課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程を統合したものとして行われるものとする

エ 行動援護従業者養成研修課程

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的とする。

オ 同行援護従業者養成研修一般課程

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助を行うための、一般的な知識及び技術の習得することを目的とする。

カ 同行援護従業者養成研修応用課程

同行援護従業者養成研修一般課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者(児)の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象に行うものとする。(ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。)

(3) 研修の修業年限は、次のとおりであること。

ア 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程は、原則として1月以内であること。

ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認められる場合は、2月の範囲内とすることができる。

イ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程は、原則として1月以内であること。

ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認められる場合は、2月の範

圏内とすることができる。

なお、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認められる場合は、4月の範囲内とすることができる。

- ウ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ないと認める場合は、4月の範囲内とすることができる。
 - エ 行動援護従業者養成研修課程は、原則として2月以内であること。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、4月の範囲内とすることができる。
 - オ 同行援護従業者養成研修一般課程の修了認定のための履修期間は、2月以内とする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、4月以内とする。
 - カ 同行援護従業者養成研修応用課程の修了認定のための履修期間は、1月以内とする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、2月以内とする。（ただし、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合の履修期間は、原則3月以内とする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、6月以内とする。）
- (4) 研修カリキュラムが、別紙に定めるカリキュラムの内容以上のものであること。
- (5) 研修の講義を通信で行う場合には、(1)から(4)に掲げるもののほか、次の基準を満たすこと。
- ア 添削指導及び面接指導による適切な指導が行われること。
 - イ 添削指導及び面接指導による適切な指導を行うのに適当な講師を有すること。
 - ウ 面接指導の時間数は次のとおりであること。
 - (ア) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程 任意
 - (イ) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程 1時間以上
 - (ウ) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程 1時間以上
 - (エ) 行動援護従業者養成研修課程 1時間以上
 - (オ) 同行援護従業者養成研修一般課程 1時間以上
 - (カ) 同行援護従業者養成研修応用課程 1時間以上
 - エ 面接指導を行うのに適当な講義室及び演習を行うのに適当な演習室が確保されていること

3 その他の要件

- (1) 受講者に研修内容等を明示するために、少なくとも次に掲げる事項を明らかに

した学則等を定め、これを公開すること。

ア 開講目的

イ 研修事業の名称

ウ 実施場所

エ 研修期間

オ 研修カリキュラム

カ 講師氏名

キ 研修修了の認定方法

ク 開講時期

ケ 受講資格

コ 受講手続（募集要綱等）

サ 授業料、実習費等

- (2) 研修への出席状況、修了者名簿等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。
- (3) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分に留意すること。
- (4) 研修受講者が実習等において知り得た個人の秘密の保持について、当該受講者が十分に留意するよう指導すること。
- (5) 研修の名称以外の名称を使用したり、指定を受けた事業者名と異なった名称で受講者を募集するなど、受講者に誤解を与えるような行為をしてはならないこと。
- (6) 一定の受講資格を要する課程を実施する場合は、受講申込者の受講資格を適切な方法により確認すること。
- (7) 受講者の募集は、指定を受けた後に行うこと。

(指定の手続き)

第3条

1 指定の申請

指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書（別記第1号様式）により、当該年度の事業を開始する日又は募集を開始する日のいずれか早い方の30日前までに、知事に申請を行うものとする。

ア 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

イ 研修事業の名称及び実施場所（通信教育による事業を行う場合にあっては主たる事業所の所在地及び対象地域）

ウ 事業開始予定年月日

エ 学則等

オ カリキュラム

カ 講師の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別

キ 実習を行う場合は、実習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書

ク 研修修了の認定方法

ケ 事業開始年度及び次年度の収支予算の細目

コ 申請者の資産状況

サ 定款、寄付行為その他の規約

シ その他必要事項

2 変更並びに休止、再開及び廃止の届出

（１）指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）は、前記１に掲げる事項（サについては、当該指定に係る事業に関するものに限る。）に変更があったときは、１０日以内に知事に変更届出書（別記第２号様式）により届け出なければならない。

なお、１のオからクに掲げる事項に変更を加える場合にあっては、変更について承認を受けるものとする。

（２）指定事業者は、研修事業を休止したとき、研修事業を休止した後に再開したとき及び研修事業を廃止したときは、１０日以内に知事に休止・再開・廃止届出書（別記第３号様式）により届け出なければならない。

（修了証書の交付及び修了者名簿の作成等）

第４条

１ 重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修の指定事業者、同行援護従業者養成研修一般課程、及び同行援護従業者養成研修応用課程は、修了者に対して、修了証明書（別記第４号様式の１）及び修了証明書（携帯用）（別記第５号様式の１）を交付しなければならない。

２ 指定事業者は、修了者名簿（別記第６号様式）を作成し、管理しなければならない。

（事業実施報告書等の提出）

第５条 指定事業者は、事業終了後６０日以内に、知事に事業実績報告書（別記第７号様式）及び第４条第２号に定める修了者名簿を提出しなければならない。

（研修事業に関する必要な指示）

第６条 知事は、指定事業者に対して、研修事業に関する情報の提供、事業内容の変更

その他の必要な指示を行うことができるものとする。当該指示を受けた指定事業者はこれに従わなければならない。

(指定の取消し)

第7条 知事は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る指定を取り消すことができるものとする。

- 1 指定事業者が、第2条に定める事項に適合しなくなったとき。
- 2 指定事業者が、虚偽の申請、届出又は報告等を行ったとき。
- 3 指定事業者が、事業の実施に関し、不正な行為を行ったとき。
- 4 指定事業者が、第6条に定める指示に従わないとき

附則

(施行期日)

- 1 この基準は平成19年2月15日から施行する。
- 2 この基準の施行に伴い、「居宅介護従業者（視覚障害者・全身性障害者・知的障害者移動介護従業者）養成研修及び精神障害者ホームヘルパー養成研修事業者の指定に関する基準」（平成17年2月1日）は廃止する。
- 3 同行援護従事者養成研修に係る基準は平成24年4月1日から施行する。
- 4 3の基準の施行に伴い、視覚障害者移動等支援研修課程平成24年3月31日をもって廃止する。
- 5 この基準は平成29年9月1日から改正施行する。
- 6 この基準は平成31年3月1日から改正施行する。
- 7 この基準は平成31年4月1日から改正施行する。
- 8 この基準は令和元年6月1日から改正施行する。
- 9 この基準は令和2年4月1日から改正施行する。
- 10 この基準は令和3年4月1日から改正施行する。

(経過措置)

11 令和2年4月1日改正前の別紙 カリキュラム及び講師の基準等 3 行動援護従業者養成研修課程に定める内容は、令和3年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

12 第2条 2(2)エに規定する行動援護従業者養成研修の事業を行う者は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間は、令和2年4月1日改正後の別紙 カリキュラム及び講師の基準等 3 行動援護従業者養成研修課程に定める内容に代えて、令和2年4月1日改正前の別紙 カリキュラム及び講師の基準等 3 行動援護従業者養成研修課程に定める内容により、当該事業を行うことができる。

13 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に、10の規定によりなおその効力を有することとされた令和2年4月1日改正前の別紙「カリキュラム及び講師の基準等 3 行動援護従業者養成研修課程に定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、令和2年4月1日改正後の別紙「カリキュラム及び講師の基準等 3 行動援護従業者養成研修課程に定める内容研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。